

「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」 ワーキング・グループの概要

資料 1

1. 概要

公益通報者保護制度の実効性向上の方向性を検討するため、平成27年6月から「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を開催し、平成28年3月に第1次報告書を取りまとめた。

検討会では、法改正に係る論点も議論されたが、これらについては法的な観点から更に精緻な検討を行なう必要があったことから、検討会の下に法律の専門家からなるワーキング・グループ（WG）を設置し、更なる検討を行った。

2. 委員

右の通り。

3. 審議経過・今後の予定

平成28年4月から11月までの計11回にわたりWGを開催。法改正に係る各論点について、その方向性や課題等についての検討を行ない、11月上旬にWG報告書を取りまとめ。

さらに、WGの報告書を検討会に諮り、検討会としての最終報告書を取りまとめる予定。

ワーキング・グループ委員（敬称略、五十音順）

宇賀 克也 （行政法）	東京大学大学院法学政治学研究科教授（座長）
光前 幸一 （労働問題）	弁護士、東京都労働委員会委員（元裁判官）
佐伯 仁志 （刑法）	東京大学大学院法学政治学研究科教授
島田 陽一 （労働法）	早稲田大学副総長・法学学術院教授
田中 亘 （会社法）	東京大学社会科学研究所教授
拝師 徳彦 （消費者問題）	弁護士、全国消費者行政ウォッチねっと事務局長
升田 純 （民事法）	中央大学大学院法務研究科教授（元裁判官） （第8回WGまで）
山口 利昭 （企業法務）	弁護士、日本内部統制研究学会理事

日程	検討テーマ
第1回(4月28日)、第2回(5月24日)	通報者の範囲
第3回(6月14日)、第4回(6月29日)	通報対象事実の範囲、不利益取扱禁止違反への刑事罰及び行政措置
第5回(7月28日)、第6回(8月4日)	通報に係る情報の保護、事業者外部への通報の要件
第7回(8月30日)	内部資料の持出しに係る責任の減免、通報対象事実への関与に係る責任の減免、通報と不利益扱いとの因果関係についての立証責任の緩和等
第8回(9月20日)、第9回(10月6日)	これまでの論点の再検討
第10回(10月19日)、第11回(11月4日)	取りまとめ

「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」ワーキング・グループ報告書の概要

<概要>

- ・「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」第1次報告書（平成28年3月）において示された法改正に係る各論点について、法律の専門家からなるワーキング・グループ（WG）において、その方向性や課題等を検討。平成28年4月から11月までの計11回にわたって会議を開催し、WG報告書を取りまとめ。
- ・法の基本的な枠組みの在り方や施行状況等に関する評価は大きく分かれたが、制度の実効性を向上するための法改正の方向性や課題について、可能な限り明確化。
- ・今後、WGにおける意見において指摘された法理論上の問題や運用上の課題も踏まえて、十分に検討することが必要。
- ・また、各論点の要件・効果は相互に関連していることから、法改正に向けた具体的な検討に際しては、法の基本的な枠組み全体との関係に留意することが必要。

1 通報者の範囲

(1) 現行法の課題

現在は**労働者**のみ
⇒対象範囲が狭いとの指摘あり

※①退職者、②役員等、③取引先事業者が通報した結果、不利益取扱いを受けた事例あり。また、④その他の者（労働者の家族等）による通報も存在

(2) 今後の方向性・課題

- ①退職者は**含めることが適当**
- ②役員等は、労働者との性質の違い等に留意しつつ、**含める方向で検討**
- ③取引先事業者や④その他の者については、労働者との性質の違いやその多様性等を踏まえて、**今後更に検討**

2 通報対象事実の範囲

(1) 現行法の課題

現在は、対象法律（①国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる法律で、②最終的に刑事罰の担保があるもの）を政令で列挙

⇒対象範囲が狭い、一般の人には分かりにくい、③条例が含まれない等の指摘あり

(2) 今後の方向性・課題

- ①法律の目的による限定については、事例分析等を通じて**追加の必要性の高い法律が認められれば、新たに追加する方向で検討**
- ②刑事罰の担保による限定や③条例については、公益性や明確性、実務上の観点等を踏まえて、**今後更に検討**

3 外部通報の要件

(1) 現行法の課題

現在は、①行政機関への通報が保護される要件として、**真実相当性が必要**

②行政機関以外の外部への通報が保護されるための要件として**真実相当性**に加えて、**法に定める特定事由に該当することが必要**（通報したことを理由に不利益取扱いを受けるおそれ等）

⇒要件が厳しいとの指摘あり

(2) 今後の方向性・課題

- ①行政機関への通報については、どのような要件を備えていれば保護に値するかを十分に検討した上で、**真実相当性の要件を緩和する方向で検討**
- ②行政機関以外の外部への通報については、**真実相当性の要件は維持するものの、特定事由の対象範囲の拡大や追加により緩和する方向で検討**

4 不利益取扱いに対する行政措置・刑事罰

(1) 現行法の課題

現在は、公益通報を理由とする不利益取扱いを民事上違法とする**民事ルールのみ規定**

⇒不利益取扱いの抑止効を高める観点から、①行政措置や②刑事罰を導入すべきとの指摘あり

(2) 今後の方向性・課題

- ①行政措置については、現行制度上利用できる救済手段に加えて導入することの適切性や救済手段としての相当性等に留意しつつ、**何らかの措置を設ける方向で検討**（行政措置の種類ごとに更に検討）
- ②刑事罰の導入については、不利益取扱い抑止の手段として他に適当なものがないか等の点を踏まえ、**慎重に検討**

5 守秘義務

(1) 現行法の課題

通報先のうち、行政機関は守秘義務を負っているものの、①労務提供先、②行政機関以外の外部通報先については、通報に関する情報の**守秘義務規定が存在しない**

⇒情報漏えいの不安から、安心して通報できないとの指摘あり

(2) 今後の方向性・課題

- ①労務提供先については、**守秘義務を設けることを前提に、具体的な要件や効果について更に検討**
- ②行政機関以外の外部通報先に**守秘義務を課すことは適当でない**（一般法理により保護）

6 その他の論点

①通報と不利益取扱いとの因果関係について立証責任の緩和等

⇒訴訟実務との整合性や他法令との平仄等に留意しつつ、**緩和等を行う方向で検討**

②通報内容を裏付ける資料の収集・持出行為の免責

⇒裁判例収集・分析を踏まえ、責任減免が認められる事例等の類型化を図った上で、**不利益取扱いから通報者を保護する方向で検討**（刑事免責については慎重に検討）

③通報対象事実への関与に係る責任の減免（リニエンシー）

⇒**慎重に検討**

④内部通報制度等の整備

⇒内部通報制度を整備すべき対象者の範囲や履行確保のための制度的担保に留意しつつ、**内部通報制度等の整備を法定する方向で検討** など